

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

我が国の経済状況についてであります。いわゆる「三本の矢」による一体的な経済政策が推進され、政府が今月公表した月例経済報告では、景気の先行きに関し、「当面、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される」としております。

国においては、こうした経済の好循環の流れを絶やすことのないよう、潜在成長力の底上げを図り、持続的な成長軌道に乗せるため、本年半ばを目途に成長戦略の改訂作業を進めているところであります。

本県におきましても、個人消費、雇用情勢等に持ち直しの動きが見られ、着実な景気回復に向かうことが期待されているところであり、復興から成長への歩みをより確かなものにしていくためにも、4年目を迎えた栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げる各種プロジェクトの着実な推進を図って参ります。

また、「新とちぎ元気プラン」につきましては、平成27年度をもって計画期間が終了することとなりますので、今後、本格的に平成28年度を初年度とする次期プランの策定を進めて参ります。

策定に当たりましては、我が国が直面している様々な課題にしっかりと向き合うとともに、本県を取り巻く状況の変化を見極めながら、将来に向けたとちぎづくりへの思いを県民の皆様と共有できる力強いビジョンを描いて参りたいと考えております。

議員各位をはじめ、県民や市町村など多くの皆様の参画をいただきながら、策定を進めて参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、「山の日」の制定についてであります。

今国会におきまして、国民の祝日として、8月11日を「山の日」と定める改正祝日法が成立いたしました。

県といたしましても、これまで、国に対する要望活動の実施や、山岳団体等と連携したイベントの開催など、機運の醸成に努めてきたところであり、「山の日」の制定により、国民が山に親しみ、その恩恵に感謝するとともに、皆で山を守り育てるとの思いが国民各層に広がる契機となることを願ってやみません。

次に、平成34年の国民体育大会の開催準備についてであります。

去る19日、オール栃木体制により国体開催の準備に万全を期すため、私が会長となり、県議会議員の皆様をはじめ、県内各界の代表の方々に御参集いただき、第77回国民体育大会栃木県準備委員会を設立いたしました。

今後は、市町村や競技団体の御意見等を踏まえ、順次、会場地の選定などを進めるとともに、メイン会場となる総合スポーツゾーンにつきましても、新スタジアム、新武道館の基本・実施設計に着手するなど、整備の推進に努めて参ります。

さらに、本県選手の活躍は、県民に勇気や活力を、そして、次代を担う子どもたちに大きな夢や希望を与えるものであります。選手の更なる育成強化を図り、開催県として天皇杯・皇后杯の獲得を目指して

参ります。

また、先頃東京で開催された卓球の世界選手権女子団体戦におきまして、日本チームが31年ぶりとなる銀メダルを獲得いたしました。

本県出身の平野早矢香選手は、この大会において、主力選手として、さらにはチームの精神的な柱として大いに活躍をされ、県民に大きな感動を与えてくれました。県として、その功績をたたえ、「栃木県スポーツ功労賞」を贈呈することといたしました。

次に、指定廃棄物の最終処分場への対応についてであります。

先月9日に石原環境大臣と会談した際に、候補地選定につきましては、国において慎重に作業を進めており、公表まで1、2か月を要する見通しであると同ったところではありますが、現時点では、候補地の提示には至っておりません。

処分場の整備を進めていくためには、地元の皆様の御理解が大前提であり、国において、施設の安全性を示し、選定経過を明らかにすることはもとより、将来にわたる安全性の確保に万全の対策を講じるとともに、地域振興策や風評被害対策に努めることなどについて、丁寧に説明していく必要があるものと考えております。

県といたしましても、県民の皆様の不安の払拭に努めるため、今後、専門家による第三者的機関の設置により、候補地の選定経過等を検証するとともに、市町村や地元の皆様の御意見や御要望が的確に反映されるよう国に働きかけて参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例8件、その他の議案

7件の計16件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第2号）は、去る2月中旬の大雪及び4月中旬の林野火災により被害を受けた森林等の復旧や、国の経済対策に係る事業の速やかな執行を図るなど、当面する緊要な課題に、適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、7億6,279万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、7,829億1,645万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、繰越金、県債等を充てることといたしました。

第2号議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴い、栃木県特別会計設置条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、薬事法等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、栃木県青少年問題協議会を栃木県青少年健全育成審議会に統合するため、栃木県青少年健全育成条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、企業職員が配偶者同行休業の承認を受けた場合における給与の取扱いに関し必要な事項を定めること等のため、栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、道路交通法の一部改正に伴い、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県人事委員会委員田島二三夫氏の任期が来る7月12日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は、長年にわたり大きな功績を残され、多くの県民から敬愛の念を抱かれています船村徹氏及び渡辺貞夫氏のお二人を、栃木県名誉県民に選定することについて、議会の同意を求めるものであります。

第12号議案から第14号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案は、工事請負契約の変更について議決を求めるものであります。

第16号議案は、訴訟上の和解について議決を求めるものであります。以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。